

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第19号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第1条 京都市上下水道局（以下「局」という。）に次の表に掲げる部、室及び課を置くとともに、課を置かない室及び課に同表に掲げる係長を置く。			第1条 京都市上下水道局（以下「局」という。）に次の表に掲げる部、室及び課を置くとともに、課を置かない室及び課に同表に掲げる係長を置く。		
部又は室の名称	課又は室の名称	係長の職名	部又は室の名称	課又は室の名称	係長の職名
総務部	総務課	庶務係長、調査係長、防災危機管理係長、防災技術係長、広報第1係長、広報第2係長、広報第3係長、ICT推進係長、デジタル化推進係長	総務部	総務課	庶務係長、調査係長、防災危機管理係長、防災技術係長、広報第1係長、広報第2係長、広報第3係長、ICT推進係長、デジタル化推進係長
	企業力向上推進室	企業力向上係長、技術継承係長、技術力向上係長、業務改善係長、監察係長		企業力向上推進室	企業力向上係長、技術継承係長、技術力向上係長、業務改善係長、監察係長
	職員課	人事係長、企画調査係長、労政係長、給与厚生係長		職員課	人事係長、企画調査係長、労政係長、給与厚生係長
	契約会計	制度管理係長、工事		契約会計	制度管理係長、工事

	課	契約係長、物品契約係長、会計係長
	お客さまサービス推進室	管理係長、サービス企画係長
経営戦略室		経営管理係長、経営企画係長、財務第1係長、財務第2係長、資産活用係長、資産調査係長
技術監理室	監理課	管理係長、技術統括係長、技術調整係長、土木検査基準係長、設備検査基準係長、土木技術管理係長、設備技術管理係長、環境技術係長、建築営繕係長、設備営繕係長
水道部	管理課	庶務係長、事業管理係長、企画係長、技術調査係長
	施設課	事務係長、施設係長、設備係長、浄水係長、疏水技術係長
	水道管路課	事務係長、給水係長、配水係長、整備第1係長、整備第2係長、路面復旧係長

	課	契約係長、物品契約係長、会計係長
	お客さまサービス推進室	管理係長、サービス企画係長
経営戦略室		経営管理係長、経営企画係長、財務第1係長、財務第2係長、資産調査係長
技術監理室	監理課	管理係長、技術統括係長、技術調整係長、土木検査基準係長、設備検査基準係長、土木技術管理係長、設備技術管理係長、環境技術係長、建築営繕係長、設備営繕係長
水道部	管理課	庶務係長、事業管理係長、企画係長、技術調査係長
	施設課	事務係長、施設係長、設備係長、浄水係長、疏水技術係長
	水道管路課	事務係長、給水係長、配水係長、整備第1係長、整備第2係長、路面復旧係長

下水道部	管理課	庶務係長、事業管理係長、技術第1係長、技術第2係長、技術第3係長、管路情報係長、排水設備係長
	施設課	事務係長、技術係長、水質指導係長
	計画課	事業係長、企画係長
	設計課	調整係長、管路第1係長、管路第2係長、施設係長、設備係長

下水道部	管理課	庶務係長、事業管理係長、技術第1係長、技術第2係長、技術第3係長、管路情報係長、排水設備係長
	施設課	事務係長、技術係長、水質指導係長
	計画課	事業係長、企画係長
	設計課	調整係長、管路第1係長、管路第2係長、施設係長、設備係長

2～4 (略)

2～4 (略)

5 下水道部に次の表に掲げる事業所、課、支所及び係を置くとともに、事業所又は係に同表に掲げる係長を置く。

5 下水道部に次の表に掲げる事業所、課、支所及び係を置くとともに、事業所又は係に同表に掲げる係長を置く。

事業所の名称	課又は支所の名称	係の名称	係長の職名
鳥羽環境保全センター	調整課	事務係、技術係	事務係長、技術係長
	水処理第1課	施設係、処理第1係	施設係長、処理係長
		施設係、処理第1係、処理第2係	施設係長、処理第1係長、処理第2係長
	汚泥		施設係長

事業所の名称	課又は支所の名称	係の名称	係長の職名
鳥羽環境保全センター	調整課	事務係、技術係	事務係長、技術係長
	水処理第1課	施設係、処理第1係	施設係長、処理係長
		施設係、処理第1係、処理第2係	施設係長、処理係長
	汚泥		施設係長

	処 理 課	
	吉 祥 院 支 所	施設係長
き た 下 水 道 管 路 管 理 セ ン タ ー		事務係長、管理第1 係長、管理第2係 長、管理第3係長
み な み 下 水 道 管 路 管 理 セ ン タ ー		事務係長、管理第1 係長、管理第2係 長、管理第3係長
ポ ン プ 施 設 事 務 所		
下 水 道 建 設 事 務 所		事務係長、管路第1 係長、管路第2係 長、施設係長、設備 係長
伏 見 水 環		施設係長

	処 理 課	
	吉 祥 院 支 所	施設係長
き た 下 水 道 管 路 管 理 セ ン タ ー		事務係長、管理第1 係長、管理第2係 長、管理第3係長
み な み 下 水 道 管 路 管 理 セ ン タ ー		事務係長、管理第1 係長、管理第2係 長、管理第3係長
ポ ン プ 施 設 事 務 所		
下 水 道 建 設 事 務 所		事務係長、管路第1 係長、管路第2係 長、施設係長、設備 係長
伏 見 水 環		施設係長

境保 全セ ンタ ー			
石田 水環 境保 全セ ンタ ー			施設係長

6～9 (略)

第6条 総務部の事務分掌は、次のとおりとする。

(略)

企業力向上推進室

(1)～(14) (略)

(新設)

(略)

契約会計課

(1)～(11) (略)

(12) 定期監査の連絡調整に関するこ
と。ただし、監理課の所管に属する
ものを除く。

境保 全セ ンタ ー			
石田 水環 境保 全セ ンタ ー			施設係長

6～9 (略)

第6条 総務部の事務分掌は、次のとおりとする。

(略)

企業力向上推進室

(1)～(14) (略)

(15) 定期監査の連絡調整に関するこ
と。ただし、監理課の所管に属する
ものを除く。

(略)

契約会計課

(1)～(11) (略)

(削除)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)